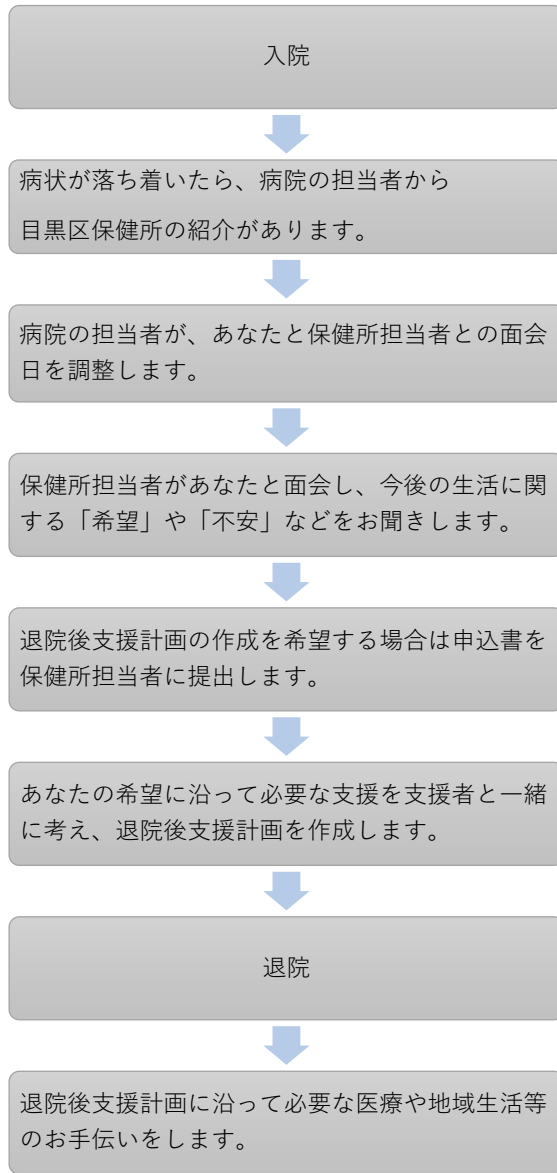


支援の流れ



※支援計画による支援期間は6か月程度です

目黒区保健所のご案内

※地区管轄制となります

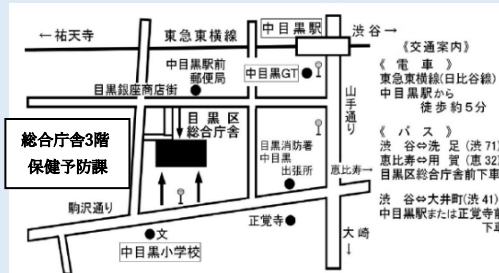
保健予防課 保健相談係

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号

目黒区総合庁舎3階

☎03-5722-9504

🏠駒場・青葉台・東山・大橋・上目黒・中目黒
三田・目黒・下目黒・中町・五本木・祐天寺
中央町2・目黒本町1

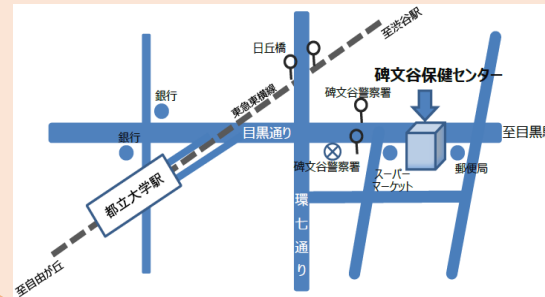


碑文谷保健センター保健相談係

〒152-0003 目黒区碑文谷4丁目16番18号

☎03-3711-6447

🏠東が丘・八雲・柿の木坂・中根・自由が丘
緑が丘・大岡山・平町・鷹番・碑文谷・南
洗足・原町・目黒本町2～6・中央町1



措置入院された方のための

退院後支援のごあんない

(案)



目黒区保健所

退院後支援について

このような不安や心配はありませんか？

⇒様々な方法がありますので、一緒に解決していきましょう。

自宅に帰っても自分では洗濯や掃除をする自信がない。
⇒ホームヘルパーと一緒に行動ができます。

日中はどのように過ごせばいいかな？
⇒デイケアや事業所への通所などについて一緒に考えましょう。

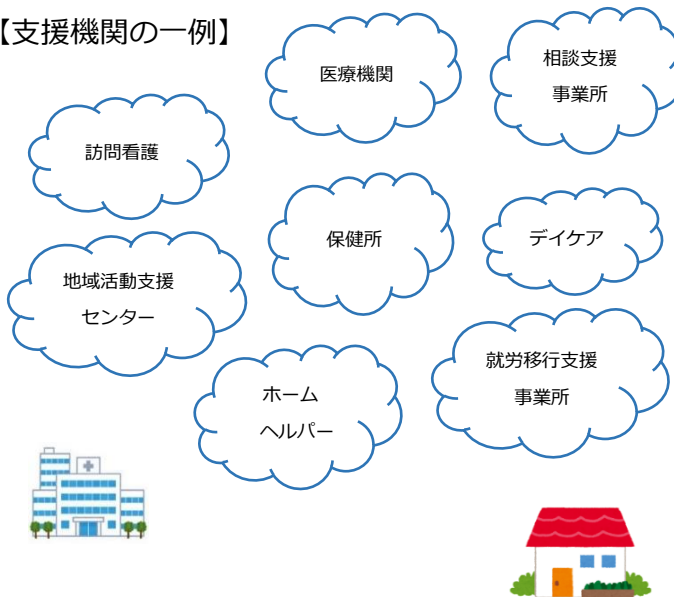
退院してからも薬を飲む必要があるけれど、自分で管理できるかな？
⇒看護師が定期的に訪問することができます。

自宅に帰っても相談できる人が誰もいない。
⇒保健所が中心となって相談をお受けします。

※サービスは一例です。

地域の支援体制について

【支援機関の一例】



【社会福祉制度の一例】

自立支援医療費制度（精神通院医療）

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、医療費の自己負担額が原則1割に軽減されます。

精神障害者保健福祉手帳制度

精神障害を持つ方が一定の障害にあることを証明するもので、様々な支援を受けることにより自立して生活し、社会参加するための手助けとなる制度です。

障害福祉サービス受給者証

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するため認定調査を受け発行されるものです。

退院後支援計画について

* この事業は、医療や福祉、介護、就労支援など、退院後にご本人が必要とする支援について計画を作成し、安心して暮らせるようにお手伝いするものです。

* ご本人の同意に基づいて支援計画を作成します。同意しても、いつでも撤回することができます。また、同意しないことで退院が制限されることはありません。

* 支援計画の内容について関係者（医療機関や地域の関係機関の担当者）と協力して支援を行いません。なお、ご記入いただいた内容は、支援計画の作成や家庭訪問などに利用する場合や、関係者と共有することがあります。

* 個人情報は、個人情報保護条例に基づいて管理し、目的以外に使用することはありません。

* 支援の内容について関係者と話し合う会議を開催します。できる限りご参加下さい。

* 支援計画に基づいて支援する期間は、退院してから6か月程度です。

* 費用はかかりません。

